

サンポート高松地区プロムナード空間におけるストリートファニチャー
設計・制作・設置業務仕様書

1 目的

サンポート高松地区のプロムナード空間に、来訪者が一時的に休憩や飲食、作業等に使用できる日除けのための構造物、ベンチ、テーブル等のストリートファニチャーを整備し、来訪者の滞在快適性の向上を図るものであり、この度、ストリートファニチャーのデザイン設計・制作・設置業務を一括して担う事業者をプロポーザル方式で募集する。

2 業務場所

サンポート高松地区におけるサンポートガーデンプロムナード、県立アリーナ周辺プロムナード内

3 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 委託業務の内容

上記1「目的」のもと以下の項目を踏まえて提案すること。

(1) 施行位置

サンポートガーデンプロムナードにおいては図1、県立アリーナ周辺プロムナードにおいては図2に示す位置を想定する。

(2) デザイン・設えの仕様

- 道路空間及び周囲の施設や景観と調和したデザイン、かつ、サンポートガーデンプロムナード及び県立アリーナ周辺プロムナードの高質化に寄与する美しいデザインであること。
- 来訪者が一時的に休憩や飲食、作業等ができる設えとすること。
- 各プロムナードにおける設備の条件は以下の通りとする。

ア サンポートガーデンプロムナード

ベンチ及びテーブルを1セットとし、3セット設置すること。

イベント等開催時に自由に組み合わせが変えられるものが望ましい。

<ベンチの条件>

- ・座面は木材とする。
- ・座面の高さは500mm程度とする。
- ・可動式とする。ただし、風で移動及び転倒しない重量のものとする。
- ・ベンチ1台あたりの利用可能人数は問わないが、1セットあたり4名以上が同時に着席可能なものとする。

<テーブルの条件>

- ・テーブルの種類は問わない。カウンターも可とする。
- ・高さは900 mm～1,000 mmとする。
- ・可動式とする。ただし、風で移動及び転倒しない重量のものとする。
- ・後付けで、日除けのためのパラソルが設置できるような構造とする。

イ 県立アリーナ周辺プロムナード

日除けのための構造物、ベンチ及びテーブルを1セットとし、3セット設置すること。

歩道部分の幅員 1,500 mm以内の範囲に設置することとし、1セットあたりの延長は図2に示す範囲内を想定する。

ベンチ及びテーブルは日除けのための構造物内に設置すること。

<日除けのための構造物の条件>

- ・建築基準法上の建築物としないため、壁及び屋根を設けないこと。ただし、天井部については、日差しを適度に遮ることができる構造とすること。
- ・置き式構造とする。ただし、風で移動及び転倒しない重量のものとする。
- ・天井部の下端の高さは2,500 mm、奥行は1,500 mm以下とすること。奥行はウエイト部分を含む。天井部については、天井部の下端 2,500 mmより上部であれば、アリーナ側にのみ歩道の幅(3,000 mm)以内の張り出しが可能である。

<ベンチの条件>

- ・座面は木材とする。
- ・座面の高さは500 mm程度とする。
- ・置き式または可動式とする。ただし、風で移動及び転倒しない重量のものとする。
- ・ベンチ1台あたりの利用可能人数は問わないが、1セットあたり6名以上が同時に着席可能なものとする。

<テーブルの条件>

- ・テーブルの種類は問わない。カウンターも可とする。
- ・高さは900 mm～1,000 mmとする。
- ・置き式または可動式とする。ただし、風で移動及び転倒しない重量のものとする。

(3) 材質、強度・耐久力

海沿いの風が強い地域に設置されることを考慮し、日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有すること。また、設置後の維持管理が容易なものであること。

(4) 盗難防止

盗難防止の措置を講じること。

(5) 工期

令和8年2月27日までに現地施工を完了できるもの。

(6) 委託額

本業務における契約は、32,000千円(税込)を上限とする。

(7) 留意事項

- 地下埋設物があった場合は原則現状位置のまま維持するものとし、提案に伴い撤去または移設等が必要となる場合は本業務において実施すること。なお、これに係る費用については業務費用に含むものとする。
- 施工にあたっては、工程、施工方法、安全対策等について、本県と十分協議・調整のうえ実施すること。
- 関係法令を遵守し、騒音や振動、悪臭、電波障害等の環境対策について周辺地域に十分配慮すること。
- ストリートファニチャーの設置が完了した際には本県職員の立会を受けるものとし、不備等を指摘された場合は遅滞なく真摯に対応すること。

5 著作権

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）までに規定する全ての権利）については、県に帰属するものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(3) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

6 企画提案書の内容

サンポート高松地区プロムナード空間におけるストリートファニチャー設計・制作・設置業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）はサンポート高松地区のプロムナード空

間におけるストリートファニチャー設計・制作・設置業務選定委員会の委員が、具体的なイメージを掴むことができるよう、例示や図を活用するなど、できる限り具体的なものとし、その効果についても、記載すること。また、下記の項目については、必ず記載すること。なお、デザイン・設え案については、各プロムナード空間につき1社1提案とすること。

(1) 地域経済への貢献等に関する提案

県内企業の活用等

(2) デザイン・設え・品質に関する提案

①周辺施設及び景観と調和し、空間の高質化に寄与するデザイン

②設え、機能性

③安全性、耐久性、耐候性、維持管理の考慮

(3) 施工に関する提案

①業務の実施体制及び実施スケジュール

②現場施工における安全対策

(4) 過去の実績

(5) 経費

業務実施に係る経費（積算内訳及び根拠を含む）

7 委託料で措置できる経費

委託料で措置できる経費は、本業務に関する下記経費とする。

(1) ストリートファニチャー設計・制作・設置業務に要する経費

(2) 本業務に必要な消耗品経費

(3) その他本業務の管理に必要な経費

8 企画提案書作成上の留意点

(1) 企画提案書は、A4判（縦置・横置、縦書・横書は自由。）とし、文字サイズは12ポイント以上とする。原則片面表記とするが、添付書類等でこれによることができない場合は、この限りでない。

(2) A4判を超える資料等を添付資料として使用する場合は、3つ折にするなどの対応をすること。

(3) 記載内容は原則企画提案書様式本体に記載するが、詳細事項など様式本体に記載しきれない場合は、「別紙」により説明すること。この場合、基本的事項を様式本体の項目欄に記載した上で、「詳細は別紙1を参照」と記載し、当該別紙の右上に「別紙1」と記載すること。別紙は企画提案書本体の後に、番号順に添付すること。

(4) 企画提案書本体及び別紙をまとめて、左肩一か所をステーブラー止めし、表紙を除く企画提案書様式本体と別紙の用紙下中央に、通しでページ番号を記載すること。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分に打合せを行い、県の承認を得た上で行うこと。
- (2) 受託者は、ストリートファニチャーの設計・制作・設置までを一括して実施すること。
- (3) 受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、その一部を委託することができる。
- (4) 受託者は、委託期間中の実施計画書を作成し速やかに県へ提出すること。
- (5) 受託者は、本業務完了後、完了報告書（施工写真・使用した材料の品質証明書）を県に提出すること。
- (6) 県は、業務実施過程で本提案要領記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (7) 業務の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (8) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (9) 本提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (10) 事業者の選定後、県からデザインや設え等について相談・変更を求める場合がある。この場合は、事業者は協議に応じ、適切に対応すること。